

住 民 監 査 請 求 の 手 引

調 布 市 監 査 事 務 局

目 次

1	住民監査請求って何ですか。	1
2	どのような場合, 監査請求ができるのですか。	2
3	1年以上経過しても監査請求できる「正当な理由」とは何ですか。	3
4	監査請求はだれができるのですか。	4
5	監査請求はどのような方法でするのですか。	5
6	監査請求書は, どのように作成したらいいのですか。	6
7	監査請求の手続はどうなっていますか。	7
8	監査請求の書面はどこに提出すればいいのですか。	8
9	監査の結果に不服がある場合には, どうしたらいいのですか。	9

1 住民監査請求って何ですか。

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定により、市民の方が、市長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。

この制度は、市民の方の請求により、違法又は不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、調布市の財政面における適正な運営を確保し、市民全体の利益を守ることを目的とするものです。

2 どのような場合、監査請求ができるのですか。

住民監査請求ができるのは、次に掲げる市の財務会計上の行為についてです。

- (1) 違法又は不当な
 - ア 公金の支出
 - イ 財産（土地，建物，物品など）の取得・管理・処分
 - ウ 契約（購入，工事請負など）締結，履行
 - エ 債務その他の義務の負担
- (2) 上記（1）の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合
- (3) 違法又は不当に
 - ア 公金の賦課，徴収を怠る事実（市税の徴収を怠るなど）
 - イ 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠るなど）

※ なお、上記行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合には、正当な理由がない限り、監査請求することはできません。（（3）ア，イの場合を除く。）

3 1年以上経過しても監査請求できる「正当な理由」とは何ですか。

次の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- (2) その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的に見て知ることができなかったといえること。
- (3) その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること。

相当な期間がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なります。

また、1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

4 監査請求はだれができるのですか。

- (1) 調布市内に住所を有する方です。
- (2) 市内に所在する法人も監査を請求することができます。

5 監査請求はどのような方法ですか。

(1) 監査請求することがらについて、所定の書面（措置請求書）を作成して申し出ることになっています。

(2) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面（事実証明書）を添付することが必要です。

（例）・・・市政情報の公開請求により公開を受けた文書の写し，新聞記事の写しなど

(3) 請求書は，直接持参するか，又は郵送してください。

6 監査請求書は、どのように作成したらいいのですか。

請求書の様式及び記入例は次のとおりです。

(様式は、地方自治法施行規則第13条により定められています。)

調布市職員措置請求書

(請求の対象となる執行機関・職員に関する) 措置請求の要旨

1 請求の要旨

(次の事項について記載してください。)

- (1) だれが (請求の対象職員)
- (2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか
- (3) その行為は、どのような理由で違法又は不当であるのか
- (4) その行為により、どのような損害が市に生じているのか
- (5) したがって、どのような措置を請求するのか

2 請求者

住 所

氏 名 (自署)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

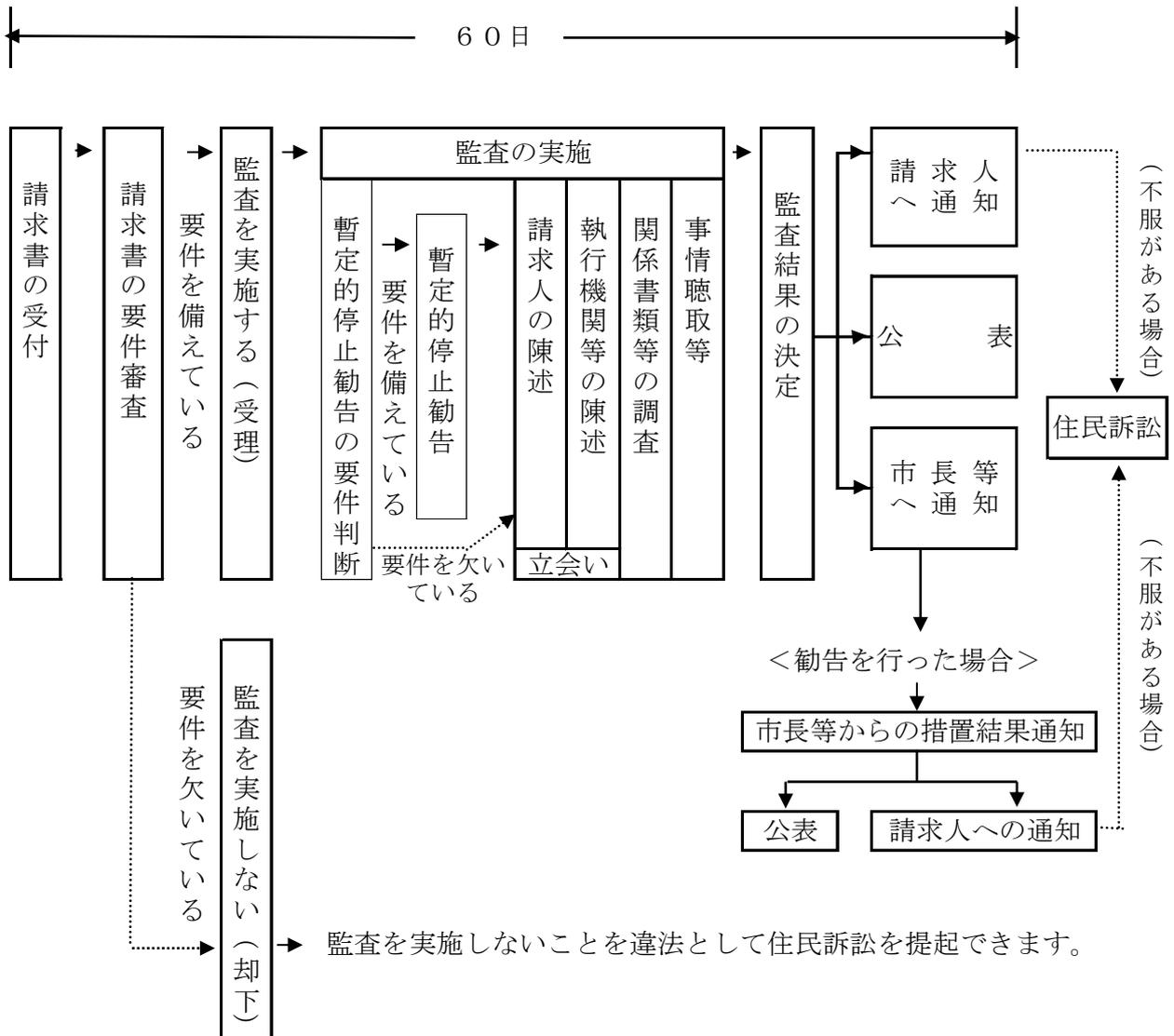
年 月 日

調布市監査委員 (あて)

(注) たて書きでも差し支えありません。

7 監査請求の手続はどうなっていますか。

監査委員による監査は，次のような流れになります。



- (注) 1 要件審査は，監査請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否か，請求人の住所要件などについて行います。なお，要件を欠く場合でも，請求の要旨を変えずに，容易に補正することが可能なものについては補正を求められます。
- 2 「監査を実施しない」は，訴訟上の「却下」に該当します。
- 3 住民訴訟については，出訴期間が定められています（地方自治法第242条の2）。

8 監査請求の書面はどこに提出すればいいのですか。

請求書は、調布市監査事務局まで、直接書面を持参するか、又は郵送してください。

担 当	調布市監査事務局
電 話	0 4 2 - 4 8 1 - 7 3 8 7 (直通)
住 所	〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 (調布市役所6階)

※ 監査請求に関する問い合わせなども、上記にお願いします。

9 監査の結果に不服がある場合には、どうしたらいいのですか。

住民訴訟を提起して争うことができる

なお、住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

(1) 監査結果に不服がある場合

監査結果の通知を受け取ってから30日以内

(2) 勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合

措置結果の通知を受け取ってから30日以内

(3) 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合

措置期限の日から30日以内

(4) 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合

60日を経過した日から30日以内

(5) 監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合

却下の通知を受け取ってから30日以内